会議録（1）

会議の名称	令和6年度　第1回飯能市国民健康保険運営協議会
開催日時	令和6年8月9日（金） 開会　午後1時30分　　閉会　午後2時44分
開催場所	飯能市役所　本庁舎5階501会議室
議長氏名	吉田　勝紀
出席委員	吉田　勝紀　　木﨑　稔生　　中村　光子　　小島　啓子 新井　安典　　大野　ゆり枝　小沢　節子　　土屋　崇 小川　晃男　　南野　剛一　　福島　毅　　山口　孝
欠席委員	増島　宏徳　　浅見　春江　　桑原　潤
説明者の職氏名	飯能市長　新井　重治 保険年金課長　大河原　正好　　医療管理課長　横川　尚子
傍聴者の数	4人
会議次第	別紙のとおり
配布資料	別紙のとおり
事務局職員職氏名	健康推進部参事兼保健センター所長　生井　隆　　保険年金課長　大河原　正好 医療管理課長　横川　尚子　　医療管理課主幹　中村　輝義 保険年金課主幹　細田　大輔　　南高麗診療所事務長　大澤　淳一 名栗診療所事務長　細田　宏徳　　保険年金課主査　小林　健 保険年金課主査　岡田　紀子　　健康づくり支援課保健師　清水　敬子 健康づくり支援課管理栄養士　門井　亜梨沙

会議録（２）

議事録の概要（経過）・決定事項
○協議事項 （１）令和５年度飯能市国民健康保険特別会計歳入・歳出決算について （２）飯能市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について （３）令和７年度飯能市国民健康保険税について を審議し、原案のとおり承認することになった。 ○報告事項 （１）専決処分（飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について （２）飯能市国民健康保険の保健事業について を報告し、委員に意見を伺った。

会議録（3）

発　言　者	発　言　内　容
保険年金課主査	本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。ただ今から令和6年度第1回飯能市国民健康保険運営協議会を開会させていただきます。 飯能市国民健康保険に関する規則第4条第3項によりまして、出席委員が過半数に達しておりますので、この会議は成立することを申し添えます。 また、本日の会議は、飯能市情報公開条例の規定に基づき、原則公開とさせていただいております。 本日、傍聴の申し出がございますので、飯能市国民健康保険運営協議会として傍聴を許可してよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
保険年金課主査	ご異議なしということですので、これより傍聴人に入室していただきます。皆様、少々お待ちください。 （傍聴人入室）
保険年金課主査	傍聴人の方へのお願いです。審議会等の公開につきましては、飯能市審議会等の公開に関する指針により、会議資料は閲覧となりますのでご了承ください。途中退室時または会議終了の退室時は、資料を置いての退室をお願いいたします。
保険年金課主査	それでは、開会にあたりまして吉田会長よりごあいさつをお願いいたします。
会長	（あいさつ）
保険年金課主査	ありがとうございました。 次に、新井市長よりごあいさつを申し上げます。
市長	（あいさつ）

会議録（３）

発　言　者	発　言　内　容
保険年金課主査	ありがとうございました。 本日の協議事項については、市長からの諮問となりますので、新井市長から吉田会長へ「諮問書」をお渡しさせていただきます。 （諮問書伝達）
保険年金課主査	なお、市長は他の公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。 （市長退席）
保険年金課主査	それでは、協議事項に入らせていただきます。 規則に従いまして、吉田会長に議長となっていただきますので、よろしくお願いいたします。
会長	それではしばらくの間、議長を務めさせていただきます。委員の皆様のご協力をお願いいたします。 それでは、協議事項に入ります。はじめに、（１）「令和５度飯能市国民健康保険特別会計歳入・歳出決算について」を議題といたします。 勘定が分かれておりますので、事業勘定から協議いたします。 承認の可否については、最後にまとめて一括で行います。 それでは、事業勘定について、事務局の説明を求めます。
保険年金課長	（別紙１により説明）
会長	説明は以上です。これより質疑に入ります。 質疑はございますか。
委員	収入の県支出金の特別交付金について、特定健診や収納率など努力で結果を出していただいたと思います。 また、令和12年度に県の完全統一に向けてという説明がありましたが、その一環として、昨年に税の改定がありました。色々な自治体の考え方があると思いますが、令和12年度の完全統一に向けて、他自治体の進捗の

会議録（3）

発　言　者	発　言　内　容
	度合いはいかがでしょうか。今現在、進捗している自治体とそうでない自治体への県の取扱いに違いはあるのでしょうか。
保険年金課長	県の令和 12 年度に向けた対応ですが、令和 6 年度、ダイアプラン（所沢市、狭山市、入間市、日高市、飯能市）の中では狭山市、入間市、日高市、飯能市が改正しました。所沢市につきましては、今年度、運営協議会が開かれ、令和 7 年度に改正を考えているという情報がインターネットで得られます。 そういった中で、令和 9 年度に準統一、令和 12 年度には完全統一したいという県の運営方針があるわけですが、その中でなかなか進捗ない市町村については、県からのペナルティーではありませんが、9 年度または 12 年度に向けて、どのように進めていくのかというヒアリングが行われていくと聞いています。
会長	他に質疑はございますか。 （「なし」の声あり）
会長	質疑がないようですので、次に各診療所勘定について、事務局の説明を求めます。
医療管理課長	（別紙 2 により説明）
会長	説明は以上です。これより質疑に入ります。 質疑はございますか。
会長	質疑がないようですので、お諮りいたします。 「令和 5 年度飯能市国民健康保険特別会計歳入・歳出決算について」は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声）
会長	異議なしとのことですので、「令和 5 年度飯能市国民健康保険特別会計

会議録（3）

発　言　者	発　言　内　容
	歳入・歳出決算について」は、原案のとおり承認することといたします。
会長	それでは、次の協議事項に入ります。（2）「飯能市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
保険年金課長	（別紙 3 により説明）
会長	説明は以上です。これより質疑に入ります。 質疑はございますか。
委員	被保険者証の廃止についてはニュース等で目にしますが、全体像が掴みきれていません。現行はこうなっている等の背景や国の動き、被保険者証の返還というのはどういうものでこれからはどうなるか等、教えてください。
保険年金課長	まず、国の流れを説明させていただきます。 昨年中に国の法律が変わり、令和 6 年 12 月 1 日まで現行の被保険者証が発行され、2 日以降は廃止されます。ただし、そこまでに発行した被保険者証は、最長で 1 年間は有効という内容の改正が行われました。 飯能市国民健康保険では、8 月 1 日から翌年 7 月 31 日が有効期限の被保険者証を 7 月中に送付しています。法律上は 12 月 1 日をもって被保険者証は廃止となりますが、経過措置としてその後 1 年間は有効ですので、今年送付した被保険者証についても来年 7 月 31 日までは有効で医療機関で使用していただけます。 12 月 2 日以降大きく変わる点は、マイナンバーカードと被保険者証を一体化したマイナ保険証が基本になることです。ただし、マイナンバーカードの取得や紐付けは任意ですので、取得していない、紐付けしていない方には、被保険者証ではなくカード型で紙製の資格確認書を発行します。また、12 月 2 日以降に世帯主が変わった、住所変更があった、新たに国保に加入した等の場合で、マイナ保険証をお持ちでない方にも資格確認書を発行します。

会議録（3）

発　言　者	発　言　内　容
	8 月 1 日以降については、マイナ保険証をお持ちの方はマイナ保険証を使用していただき、マイナ保険証をお持ちでない方は、申請をいただくことなく資格確認書を発行します。ここまでが国の流れでございます。 今回の改正内容ですが、厚生労働省令により、1 年間国民健康保険税を滞納している方には被保険者証の返還を求めることができ、それに応じない方には過料を科すことができるとされていますが、これを廃止します。 これまで、滞納者に対しては有効期限を短くした短期被保険者証を発行し、さらに正当な理由なく滞納している方には資格証明書を発行していました。これらも 12 月 2 日以降は廃止となりますので、返還するということがなくなることから、返還そのものを廃止するということが今回行う改正の趣旨となります。 今後の収納対策については国でも考えており、督促状や催告状を送っても納付に応じていただけない方には、窓口負担が 10 割となる特別療養費に変更する旨の事前通知を送ることとなっています。そこで接触の機会を確保し、状況の把握に努めてまいります。 今回の条例改正は、被保険者証の廃止に伴う条例の改正ということでご理解いただきたいと思います。
委員	大変良く分かりました。滞納者に対する対応については、全国統一基準ということでよろしいでしょうか。
保険年金課長	法律上、10 割となる特別療養費の事前通知は全国統一となります。また、埼玉県では令和 12 年度に保険税の完全統一を目指していることから、収納対策についてもある程度のところで県内統一となると思います。
会長	他に質疑はございますか。 質疑がないようですので、お諮りいたします。 「飯能市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について」は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声）
会長	異議なしとのことですので、「飯能市国民健康保険条例の一部を改正す

会議録（3）

発　言　者	発　言　内　容
	る条例（案）について」は、原案のとおり承認することといたします。
会長	それでは、最後の協議事項に入ります。（3）「令和7年度飯能市国民健康保険税について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
保険年金課長	（別紙4により説明）
会長	説明は以上です。これより質疑に入ります。 質疑はございますか。
委員	段階的な見直しの中の一環であるということで、12月の本会議で提示されるということですが、加入者からすれば毎年の値上げということになります。その審議をする協議会の委員としても、完全統一や準統一に向けたひとつのプロセスだとはいえ、かなりの負担があると言わざるを得ません。先程、市長のあいさつにもありましたが、今年の国保税の通知送付時に大きな反響があり、丁寧な説明をしてきたということですが、被保険者からどのような意見があり、どのような対応をしてきたかを教えてください。今後の審議の参考にもさせていただきたいと思います。
保険年金課長	6月に納税通知書を発送し、税率改正についてのリーフレットも同封しました。その中で、令和4年度、6年度、8年度とそんなに上げなくてはいけないのか、物価上昇もあり生活費が厳しい、給付を抑えることで税を安くできないのか、一度に納付する額を小さくしてほしい等の様々なご意見をいただきました。こちらとしては、県から示される標準負担税率や、県に納める事業費納付金の状況から止むを得ず税率改正をさせていただいた、ということを根気強く説明したところです。
委員	分かりました。引き続き、丁寧な説明をお願いします。
会長	他に質疑はございますか。 質疑がないようですので、「令和7年度飯能市国民健康保険税について」は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

会議録（3）

発　言　者	発　言　内　容
	（「異議なし」の声）
会長	異議なしとのことですので、「令和7年度飯能市国民健康保険税について」は、原案のとおり承認することといたし、市長に答申を行います。
	（答申書伝達）
会長	本日の協議事項は、以上でございますので、議長の任を解かせていただきます。 委員の皆様、ご協力ありがとうございました。
保険年金課主査	会長ありがとうございました。 続きまして、次第の「4 報告事項」に入らせていただきます。 はじめに、（1）「専決処分（飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について」を報告させていただきます。
保険年金課長	（別紙5により説明）
保険年金課主査	委員の皆様からは、何かご質問等ございますか。
	（質疑なし）
保険年金課主査	次に、（2）「飯能市国民健康保険の保健事業について」を報告させていただきます。
保険年金課長	（別紙6により説明）
保険年金課主査	委員の皆様からは、何かご質問等ございますか。
	（質疑なし）
保険年金課主査	報告事項は、以上のとおりです。 次に、次第の「5 その他」として、事務局から1点ご連絡させていただ

会議録（3）

発　言　者	発　言　内　容
	きます。次回の会議は 12 月に開催させていただく予定です。会議のご案内は、改めて郵送させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。 　委員の皆様からは、何かご質問等ございますか。
委員	南高麗診療所での受診時にマイナ保険証を利用したのですが、顔認証がうまく機能せず、暗証番号を入力して認証するということがありました。その後は、顔認証ができたのですが、通信等も反応速度が遅い気がします。どのような仕組みで通信しているのか教えてください。
南高麗診療所事務長	顔認証システムの受付機械につきましては、設置場所の明るさ等により反応しないことがあり、我々も苦慮しているところです。通信に関しては、オンラインで支払基金や国保連合会と繋がっており、各診療所や医療機関で調整ができるものではありませんので、改善点として要求をしている状況です。
委員	このような状態では、今後マイナ保険証の利用者が増えていくと、支障が出てくるのではないかと思いますので、改善できるよう対応願います。
保険年金課主査	他にご質問等はございますか。 （質疑なし）
保険年金課主査	以上を持ちまして、本日の議事は終了となります。 　閉会のごあいさつを木﨑会長職務代理からお願いいたします。
会長職務代理	（閉会の言葉）
保険年金課主査	ありがとうございました。以上で協議会を終了いたします。

議事のてん末・概要を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

令和　　年　　月　　日

議長の署名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿